

奥出雲町難聴児補聴器購入費助成事業のお知らせ

聴覚の身体障害者手帳の対象とならない、軽度または中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成する事業を実施しています。

【対象者】

- ①町内に住所があること
- ②申請年度の前年度（平成28年3月31日時点）において18歳未満の方
- ③両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満の方で身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ④補聴器使用により言語の習得等に一定の効果があると医師が判断する方
- ⑤現に補聴器を使用中の場合は、耐用年数（5年）が経過していること

【助成額】

☆購入費等と次に定める基準価格を比較し、いずれか低い価格に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満は切捨て）以内。

補聴器の種類	1台あたりの基準価格	耐用年数
ポケット型	55,800円	5年
耳かけ型	67,300円	5年
耳あな型（レディメイド）	87,000円	5年
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	5年
骨導式ポケット型	70,100円	5年
骨導式眼鏡型	120,000円	5年

※イヤーマールドを必要とする場合は、基準価格に9,000円以内で必要な額を加算
※本体修理、電池、イヤーマールドのみの交換の経費は対象外となります。

【助成対象外】

難聴児の属する世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成の対象となりません。

【提出書類】

・申請書 ・医師意見書

【提出先・問い合わせ先】

上記の必要書類を添えて必ず購入前に申請してください。

福祉事務所 福祉グループ 電話：54-2541 有線：31-5375



～セミナー「手軽にとりくめる住宅の省エネ」のお知らせ～

一級建築士の方から既築住宅の省エネ性能を高めるポイントについて、現地での事例を交えて紹介します。

- 開催日時 平成29年1月25日（水）
10:00～11:30
- 開催場所 カルチャープラザ仁多
2階 青年婦人研修室2
- 内 容 講演
「手軽にとりくめる住宅の省エネ」
講師：（一財）鳥根県建築住宅センター
理事長 吉田恭之氏
- 入 場 料 無料
- 申込期限 平成29年1月19日（木）
- 申込・問合せ先
しまねエコライフサポートセンター
（担当：野崎）
電話：0852-67-3262



除雪作業にご協力を！

今年も積雪の時期になりました。
積雪の状況によって除雪をします。
作業が順調に進むよう、次のことについてご協力をお願いします。

- ①自動車の路上駐車や放置はやめてください。
- ②道路の路肩の資材などは事前に移動しておいてください。
- ③積雪で立木などが道路へ垂れ下がる場合には、事前に伐採をお願いします。除雪に支障がある場合には取り除くことがあります。
- ④流雪溝のフタを取り雪捨てをした後は、すぐにフタを元通りにしてください。
- ⑤道路状況によっては田畑、空地、水路等へ除雪する場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

※除雪は状況により、主要幹線道路（国道・県道・バス路線など）を優先に早朝から始めます。

雲南県土整備事務所 仁多土木事業所 TEL:54-1251
奥出雲町役場 建設課 TEL:52-2675

所得税確定申告及び町県民税申告相談のお知らせ

申告準備はお早めに！

平成28年中の所得にかかる申告期間は

『平成29年2月16日（木）から平成29年3月15日（水）まで』です。

例年は、二か所の申告会場で同時に開催しておりましたが、今回から会場を一か所にし、職員を増員して相談を受付けます。期間の前半をカルチャープラザ仁多、後半を横田コミュニティセンターで行います。

日程・マイナンバーなどの詳細につきましては1月下旬配布の広報に合わせて全戸配布します。

国税庁のホームページをご利用になれば、所得税の申告書をご自身で作成することができます。作成した申告書は郵送で申告できますので大変便利です。是非ご利用ください。

また、電子申告（e-Tax）を利用して申告をされると、添付資料が省略できるなどさらに便利です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

◆◆税務課からのお願い◆◆

- 会場では、税務課以外の職員も相談受付を行っています。このため、申告の内容により受付順番と相談順番が前後することがあります。
- 青色申告、株式などの譲渡所得、住宅借入金控除等がある場合は、大東税務署へご相談ください。

～農業所得の申告準備はお済みですか？～

期限内に申告ができるように収入・経費の仕分けなど早目の準備をお願いします。

～農業所得の事前相談について～

農業所得申告の事前相談を、1月23日から2月9日までカルチャープラザ仁多と横田庁舎で実施します。日程は、次のとおりです。

月	火	水	木	金	土	日
1/23	24	25	26	27	28	29
カルプラ仁多	カルプラ仁多	カルプラ仁多	カルプラ仁多	カルプラ仁多	休	休
30	31	2/1	2	3	4	5
カルプラ仁多	カルプラ仁多	横田庁舎	横田庁舎	横田庁舎	休	休
6	7	8	9			
横田庁舎	横田庁舎	横田庁舎	横田庁舎			

【お問い合わせ先】 奥出雲町役場税務課 有線：20-4253 / 電話：52-2671

大東税務署 電話：0854-43-2360

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業のお知らせ

小児慢性特定疾患医療費助成制度の対象で、日常生活を営むのに支障がある方に対して、日常生活用具を給付する事業です。扶養義務者の収入に応じて費用の一部負担があります。

1 対象となる方（次の要件をすべて満たす方）

- ・奥出雲町にお住まいの方
- ・小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方
- ・小児慢性特定疾患に係る施策以外の児童福祉法による施策の対象とならない方
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない方
- ・在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方

2 用具の種類（用具ごとに給付限度額および給付対象者が決まっています）

- ・便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器
- ・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム

3 自己負担額について

申請者は、扶養義務者の収入の状況に応じて、一部負担が必要です。詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。

4 申請方法

次の必要書類を揃えて申請窓口へお持ちください。

- ・申請書 ・小児慢性特定疾患医療受診券 ・印鑑

※業者への発注後、または購入後で支払い済みの場合は、対象となりませんので、必ず購入前に申請してください。

5 申請先・問い合わせ先

福祉事務所 福祉グループ 電話：54-2541 有線：31-5375